

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しに係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行い、平成26年2月10日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、平成24年9月の法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申された「会社法制の見直しに関する要綱」の附帯決議に基づき、当取引所の「独立役員制度」をさらに強化し、独立性の高い社外取締役の確保に関する努力義務を規定するため、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

I. 改正概要

現行の「独立役員制度」では、上場会社に対して、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を1名以上確保することを求めています。その中に取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとします。

(備 考)

- ・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条の4

II. 施行日

平成26年2月10日から施行します。

以 上